

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原中勝征

検査料の点数の取扱いについて

平成23年4月20日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において、新たな臨床検査（4件）を保険適用することが了承されましたが、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成23年5月1日から適用となりました。

本通知の内容に関して、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌7月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて
（平23. 4. 28 保医発0428第4号 厚生労働省保険局医療課長通知）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会保険医療課）



保医発0428第4号
平成23年4月28日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成23年5月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D012中(42)を(43)とし、(31)から(41)までを(32)から(42)までとし、(30)の次に次のように加える。
(31) 角膜単純ヘルペスウイルス抗原(定性)
ア 角膜単純ヘルペスウイルス抗原(定性)は、「23」のアデノウイルス抗原に準じて算定する。
イ 角膜ヘルペスが疑われる角膜上皮病変を認めた患者に対し、免疫クロマト法により行った場合に算定する。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D013(7)の次に次のように加える。
(8) HBVジェノタイプ判定
ア HBVジェノタイプ判定は、「11」のHCV特異抗体価に準じて算定する。
イ EIA法により、B型肝炎の診断が確定した患者に対して、B型肝炎の治療法の選択の目的で実施した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。
- 3 別添1第2章第3部第1節第1款D023中(16)を(17)とし、(7)から(15)までを(8)から(16)までとし、(6)の次に次のように加える。

(7) HPVジェノタイプ判定

ア HPVジェノタイプ判定は、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」の悪性腫瘍遺伝子検査に準じて算定する。

イ あらかじめ行われた組織診断の結果、CIN1又はCIN2と判定された患者に対し、治療方針の決定を目的として、ハイリスク型HPVのそれぞれの有無を確認した場合に算定する。

ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」のHPV核酸同定検査の施設基準を届け出ている保険医療機関のみ算定できる。

エ 当該検査を算定するに当たっては、あらかじめ行われた組織診断の結果及び組織診断の実施日、及び当該検査によって選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

オ 同一の患者について、当該検査を2回目以降行う場合は、当該検査の前回実施日、及び前回選択した治療（その後通常の検診となった場合はその旨）を上記に併せて記載する。

4 別添1第2章第13部第1節N005(2)の次に次のように加える。

(3) HER2遺伝子標本作製をDISH法により行った場合、FISH法に準じて算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>D012 感染症免疫学的検査 (1)～(30) (略)</p> <p><u>(31) 角膜単純ヘルペスウイルス抗原(定性)</u> ア 角膜単純ヘルペスウイルス抗原(定性)は、「23」 のアデノウイルス抗原に準じて算定する。 イ 角膜ヘルペスが疑われる角膜上皮病変を認めた患者に対し、<u>免疫クロマト法により行った場合に算定する。</u></p> <p><u>(32)～(43) (略)</u></p> <p>D013 肝炎ウイルス関連検査 (1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) HBVジェノタイプ判定</u> ア <u>HBVジェノタイプ判定は、「11」のHCV特異抗体価に準じて算定する。</u> イ <u>EIA法により、B型肝炎の診断が確定した患者に対して、B型肝炎の治療法の選択の目的で実施した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。</u></p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) HPVジェノタイプ判定</u> ア <u>HPVジェノタイプ判定は、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」の悪性腫瘍遺伝子検査に準じて算定する。</u></p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>D012 感染症免疫学的検査 (1)～(30) (略)</p> <p><u>(31)～(42) (略)</u></p> <p>D013 肝炎ウイルス関連検査 (1)～(7) (略)</p> <p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(6) (略)</p>

イ あらかじめ行われた組織診断の結果、CIN1又はCIN2と判定された患者に対し、治療方針の決定を目的として、ハイリスク型HPVのそれぞれの有無を確認した場合に算定する。

ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」のHPV核酸同定検査の施設基準を届け出ている保険医療機関において行った場合に算定する。

エ 当該検査を算定するに当たっては、あらかじめ行われた組織診断の結果及び組織診断の実施日、及び当該検査によって選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

オ 同一の患者について、当該検査を2回目以降行う場合は、当該検査の前回実施日、及び前回選択した治療（その後通常の検診となった場合はその旨）を上記に併せて記載する。

(8)～(17) (略)

第13部 病理診断

N005 HER2遺伝子標本作製

(1)～(2) (略)

(3) HER2遺伝子標本作製をDISH法により行った場合、FISH法に準じて算定する。

(7)～(16) (略)

第13部 病理診断

N005 HER2遺伝子標本作製

(1)～(2) (略)

新たに保険適用が認められた検査

平成 23 年 4 月 28 日 保医発 0428 第 4 号 (平成 23 年 5 月 1 日適用)

1. HER2 遺伝子標本作製 〔商品名〕 ベンタナ インフォーム Dual ISH HER2 キット (ロシュ・ダイアグノスティックス株式会社)	
区 分	E2 (新方法) (測定項目は新しくないが、測定方法が新しい項目)
測定方法	DISH法 (Dual Color in situ Hybridization 法)
主な測定目的	ヒト乳がんおよび胃癌の組織又は細胞中のHER2 遺伝子増幅の測定
準用点数	N005 HER2 遺伝子標本作製 2,500点
関連する 留意事項の 改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項)の第 2 章 (特掲診療料)を以下のように改める。</p> <p>第 13 部 病理診断 N005 HER2 遺伝子標本作製</p> <p>(1) HER2 遺伝子標本作製は、抗HER2 ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に 1 回を限度として算定する。</p> <p>(2) 本標本作製と区分番号「N002」免疫染色 (免疫抗体法) 病理組織標本作製の「3」を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>(3) HER2 遺伝子標本作製をDISH法により行った場合、FISH法に準じて算定する。</p>

2. 角膜単純ヘルペスウイルス抗原（定性） 〔商品名〕チェックメイト ヘルペス アイ (わかもと製薬株式会社)		
区 分	E 3（新項目）（測定項目が新しい項目）	
測定方法	イムノクロマト法	
主な測定目的	角膜上皮細胞中の単純ヘルペスウイルス抗原の検出 (単純ヘルペスウイルス感染の補助診断)	
準用点数	D 0 1 2 23 アデノウイルス抗原	2 1 0 点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）の別添 1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第 2 章（特掲診療料）を以下のように改める。	
	第 3 部 検査 D 0 1 2 感染症免疫学的検査 (1) ~ (30) (略) (31) <u>角膜単純ヘルペスウイルス抗原（定性）</u> ア 角膜単純ヘルペスウイルス抗原（定性）は、「23」のアデノウイルス抗原に準じて算定する。 イ 角膜ヘルペスが疑われる角膜上皮病変を認めた患者に対し、イムノクロマト法により行った場合に算定する。 (32) ~ (43) (略)	

3. HBVジェノタイプ判定 〔商品名〕イムニス HBV ゲノタイプ E I A (株式会社 特殊免疫研究所)		
区 分	E 3（新項目）（測定項目が新しい項目）	
測定方法	E I A法	
主な測定目的	B型肝炎ウイルスのジェノタイプ（AからHまでの8つの遺伝子型のうち、A、B、CおよびDの4つの遺伝子型）を判定する。	
準用点数	D 0 1 3 11 HCV特異抗体価	3 4 0 点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）の別添 1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第 2 章（特掲診療料）を以下のように改める。	
	第 3 部 検査 D 0 1 3 肝炎ウイルス関連検査 (1) ~ (7) (略) (8) <u>HBVジェノタイプ判定</u> ア HBVジェノタイプ判定は、「11」のHCV特異抗体価に準じて算定する。 イ E I A法により、B型肝炎の診断が確定した患者に対して、B型肝炎の治療法の選択の目的で実施した場合に、患者 1 人につき 1 回に限り算定できる。	

4. HPVジェノタイプ判定 〔商品名〕 クリニチップ HPV (積水メディカル株式会社)	
区 分	E 3 (新項目) (測定項目が新しい項目)
測定方法	LAMP法と電流検出型DNAチップの組合せ
主な測定目的	組織診断によって確認されたCIN1またはCIN2の患者に対して、ハイリスクHPVのそれぞれの有無を確認する。
準用点数	D004-2 1 悪性腫瘍遺伝子検査 2,000点
関連する 留意事項の 改正	<p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の別添1(医科診療報酬点数表に関する事項)の第2章(特掲診療料)を以下のように改める。</p> <hr/> <p>第3部 検査 D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) HPVジェノタイプ判定</p> <p><u>ア HPVジェノタイプ判定は、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」の悪性腫瘍遺伝子検査に準じて算定する。</u></p> <p><u>イ あらかじめ行われた組織診断の結果、CIN1又はCIN2と判定された患者に対し、治療方針の決定を目的として、ハイリスク型HPVのそれぞれの有無を確認した場合に算定する。</u></p> <p><u>ウ 当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」のHPV核酸同定検査の施設基準を届け出ている保険医療機関のみ算定できる。</u></p> <p><u>エ 当該検査を算定するに当たっては、あらかじめ行われた組織診断の結果及び組織診断の実施日、及び当該検査によって選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p><u>オ 同一の患者について、当該検査を2回目以降行う場合は、当該検査の前回実施日、及び前回選択した治療(その後通常の検診となった場合はその旨)を上記に併せて記載する。</u></p> <p>(8)～(17) (略)</p>

(日本医師会保険医療課)

